

質問及び回答票

業務名称：荒尾市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）策定業務

（質問内容は原文のまま掲載しています。）

該当箇所、ページ	質問内容	回答
仕様書 P 3 (11) 「・・・市内における実際のエネルギー消費量による温室効果ガス排出量と乖離しないようにする。」	<p>「乖離しないようにする」ためには、電気会社やガス会社から荒尾市における供給量に関する情報を開示いただく必要があります。</p> <p>この情報は、市が電気会社やガス会社等に情報開示を依頼し、ご提供いただけるのでしょうか。</p> <p>これまでの業務経験上、供給量に関する情報は、業務受託者が開示依頼を行っても開示されることはありません。</p> <p>他の地方公共団体では、委託者が公式の依頼文をお送りすることで情報開示いただいているようです。しかし、開示される情報は、エネルギー供給事業者の営業管轄区分となるため、当該地方公共団体以外の供給量が含まれています。</p>	<p>本市が電力会社に消費電力等の情報開示を依頼し、その情報を提供します。ただし、開示内容は営業管轄全域での消費電力及び契約件数となります。また、ガスやその他エネルギー消費に関しては、各事業者が情報開示を行っていないため、本市からの情報提供はありません。</p>
仕様書 P 3 (11) 「・・・市内における実際のエネルギー消費量による温室効果ガス排出量と乖離しないようにする。」	<p>「乖離しないようにする」とありますが、「乖離する可能性がある」算定方法を用いることは認められないのでしょうか。</p> <p>現状では「乖離しないようにする」ことは非現実的と考えます。</p>	<p>地域の特性を捉えた独自性の高い取組を想定していることから、極端な乖離が発生しないような本市独自の算定手法についてご提案いただくことを想定していますが、環境省のマニュアルにおいて温室効果ガス排出量の標準的な推計手法が示されており、「乖離する可能性がある」算定方法を用いることを妨げるものではありません。</p>
仕様書 P 2 2 業務の目的	<p>次期計画の計画期間について、現時点の想定を教えてくださいませんか。</p>	<p>本計画の計画期間は2050年までとなりますが、5年ごと、もしくは総合計画等の計画期間に合わせて改定を行う予定です。</p>
仕様書 P 3 4 業務内容 (12)各種会議の運営支援	<p>地球温暖化対策地域協議会議について、会場の確保と設営、必要部数の資料準備、委員への謝金・旅費の負担及び支払い事務は本委託業務に含まれないとの理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>お見込みのとおり、謝金・旅費の支払いは市が負担し、会場の確保と設営、資料準備についても市が行います。なお、会場は市役所会議室を予定しております。</p>

<p>実施要領 P 6 9 二次審査</p>	<p>提案書の内容を要約した説明用資料をパワーポイントで作成し、当日のプレゼンテーションで配布・投影することは可能でしょうか。</p>	<p>提案書の内容を要約した説明用資料について、配布・投影することは可能です。二次審査では、市でプロジェクタ及びスクリーンを準備します。パソコン等の必要機器を持参してください。</p>
<p>実施要領 P 3 5 参加表明手続 (1)添付書類の構成 ウ 業務実績一覧</p>	<p>環境基本計画に温暖化対策実行計画（区域施策編）を内包した業務は対象業務に含めてもよろしいでしょうか。</p>	<p>お見込みのとおり、温暖化対策実行計画（区域施策編）を内包した計画についても対象業務に含めてご提出いただくことを想定しております。業務実績一覧の「業務の概要」にその旨記載してご提出ください。</p>
<p>実施要領 P 3 5 参加表明手続 (1)添付書類の構成 ウ 業務実績一覧</p>	<p>記載する全ての業務について、契約書の写し及び契約内容が確認できる資料が必要という認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>お見込みのとおりとなります。</p>